

【豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付】

補助金交付申請から交付までの流れ

< 注意点 >

- ☐ 耐震改修設計の補助金は、同年度内にその設計に基づく耐震改修工事を実施しなければ交付されません。
- ☐ 設計の補助金交付申請から改修(工事)の交付決定通知まで5週間～6週間ほど要します。
- ☐ 設計及び改修の補助金の交付請求期限は2月末日までです。期限を過ぎると交付決定は取り消されます。
- ☐ 耐震改修設計の補助金は、改修工事完了後に改修工事の補助金と共に交付されます。

作業①

事前確認

下記の項目をチェックし、全ての項目に該当するか確認してください。

- ☐ (重要) 対象建築物は、既に耐震技術者による耐震診断を受けており、診断結果の評点が1.0未満である。
- ☐ 対象建築物は、昭和56年5月31日以前に適法に建築された木造の一戸建て住宅である。
- ☐ 現に居住している、又はこれから居住するものである。
- ☐ 申請者と対象建築物の所有者は同一の者である。
- ☐ 対象建築物に係る固定資産税を滞納していない。
- ☐ 申請者の直近の課税所得金額が507万円未満である

※一つでも該当しない項目がある場合は補助を受けることができません。

作業②

提出

下記の書類を担当課まで提出してください。

(申請に必ず必要となる書類) **※納税証明書、課税証明書など各証明書類は発行後3ヶ月以内のもの。**

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付申請書(様式第1号)
 - ☐ 付近見取図(A4サイズ) ※地図の種類等は問わないが、ある程度の位置関係のわかるもの。
 - ☐ 対象建築物の建築確認済証または検査済証の写し、または建築年月日が確認できる書類
 - ☐ 対象建築物の現状の耐震診断報告書(評点・申請者名・診断日・耐震診断技術者名の記載されたもの)
 - ☐ 申請者が対象建築物の所有者であることを証明できる書類(登記事項証明書・納税通知書等)
 - ☐ 対象建築物に係る固定資産税を滞納していないことを証明できる書類(納税証明書等)
 - ☐ 申請者の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であることを証明できる書類(課税証明書等)
 - ☐ 耐震改修設計に要する見積り明細書
 - ☐ 耐震設計を行う耐震改修設計技術者の有する資格証明書の写し
 - ☐ 耐震設計を行う耐震改修設計技術者の有する耐震診断・改修講習会等の修了書、または修了者名簿の写し
- (該当する場合に必要となる書類)
- ☐ 今回の耐震改修設計補助金交付申請に係る業務を代理人に委任する場合の委任状(任意様式・A4サイズ)
 - ☐ 町長が必要と認め、担当課より提出を求める書類

町による書類審査を経て、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付決定通知が送付されます。

※審査の結果、不交付決定通知書が送付された場合は補助金の交付は受けられません。



作業③	設計着手	交付決定を受け取った日から 30 日以内に改修設計に着手してください。
-----	------	-------------------------------------

(着手後に提出) ※着手したら下記の書類を担当課まで提出して下さい。

☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計着手届 (様式第 4 号)

(変更する場合に提出) ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計変更承認申請書 (様式第 5 号)

※変更申請の内容が適当と認められた場合は豊能町既存木造住宅耐震改修設計変更通知書 (様式第 6 号) により通知されます。

(中止する場合に提出) ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計中止届 (様式第 7 号)

作業④	設計提出	耐震改修設計が完了したら下記書類を提出してください。
-----	------	----------------------------

(必ず提出) ※書類に不備等があれば交付決定が取り消されますのでご注意ください。

※書類はホッチキス止めや糊付けしないでください。

☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計完了報告書 (様式第 8 号)

添付書類	提出部数	備 考
☐ (1) 付近見取図	1 部	・縮尺は問わないが、位置関係がわかること
☐ (2) 現況の各階平面図	2 部	
☐ (3) 耐震改修後の各階平面図	2 部	・補強箇所番号を振り、施工方法を示すなど、補強箇所と補強内容が分かること ・天井や床の補修部分 (補強に係る部分のみ) を図示すること ・仕様する金物の位置を示すこと
☐ (4) 床面積算定に係る資料	2 部	・床面積、必要耐力を算出する際の計算用床面積が確認できること ・バルコニーや玄関ポーチがある場合はその取扱いが分かること
☐ (5) 現況の耐震診断書	2 部	・評点、診断日、対象建築物の所有者名、耐震診断技術者の氏名が記載されていること
☐ (6) 耐震改修計画に基づく耐震診断書	2 部	・評点、診断日、申請者名、耐震診断技術者の氏名が記載されていること
☐ (7) 耐震改修計画に基づく N 値計算書	2 部	・改修計画に基づくこと
☐ (8) 補強箇所詳細図	2 部	・補強箇所ごとに、仕様や施工方法がわかること
☐ (9) 耐震改修計画に基づく耐震改修工事見積書	2 部	・工事内容が分かる内容であること
☐ (10) 基礎伏図 (現況及び改修計画に基づくもの)	2 部	・基礎の種類が混在している場合は、違いがわかるよう記載すること ・床下換気口や人通口の位置を示すこと ・ひび割れ等破損がある位置を占めること ・補修を行う場合は、改修計画に基づく基礎伏図に、補修部分・補修方法を示すこと



☐ (11) 部材・金物の仕様書等（認定書 ・パンフレット含む）	2部	・認定書がある場合は添付すること ・同一の部材でも許容耐力が異なる場合は、全ての値が確認できる資料を添付すること
☐ (12) 屋根伏図（現況・改修後）	2部	・屋根工事を行う場合に提出すること
☐ (13) 現況の写真	2部	・カラー写真であること ・以下の内容が確認できること 外観：屋根や壁の種類、戸袋や下屋、窓の位置 内観：各部屋の壁仕様、開口部の種類、垂れ壁や欄間、天袋の有無 屋根裏・天井・床下： 壁の達している高さ、火打ちの有無、基礎の種類と状態 劣化部分：老朽度の診断内容
☐ (14) 設計者の所見	2部	・建物重量、接合部や基礎の仕様、老朽度の劣化点数の考え方など、耐震診断の係数に影響がある内容について記載すること
☐ (15) 偏心率を用いる場合の計算書	2部	・偏心率を用いる場合の計算過程がわかること

豊能町から大阪府へ、提出された設計等書類の審査依頼を行います。

※大阪府での審査に4週間を要します。

大阪府による審査に通過

申請者に対し、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付額確定通知書が送付されます。

ここまでの耐震改修設計の補助金申請の流れとなります。

このまま提出された設計に基づく耐震改修工事を実施しなければ、耐震改修設計の補助金は交付されないのでご注意ください。

耐震改修設計の補助金は、耐震改修完了後、改修の補助金交付請求書と共に提出していただきます。

豊能町より請求書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

<補助金交付の取り消しや交付後の補助金の返還について>

不正行為や要綱違反などが判明した場合は、要綱に規定のとおり、申請者に取消しを通知し、補助金交付後の場合は返還を命じることになります。

<補助金の代理受領申請について>

補助金の代理受領申請とは、補助金の請求を耐震改修設計技術者（事業者）に委任することです。通常、申請者は費用の全額を耐震改修設計技術者（事業者）に支払い、後から補助金を受け取ります。一方、代理受領を利用する場合は、申請者は補助額を差し引いた金額のみ耐震改修設計技術者（事業者）に支払い、耐震改修設計技術者（事業者）は町から直接補助金を受け取ることとなります。

こうすることで、申請者の費用の支払いに関する負担を軽減することができます。

ただし、代理受領を利用する場合は、改修設計技術者（事業者）の同意が必要となります。